

「魅力ある大学院教育」イニシアティブ 公募・審査に係る主な意見について

○公募に関する事項

(他事業との関係)

- 1-1. 他の事業(例:21世紀COEプログラム等)における人材養成と、本事業における人材養成との関係性が明確でない面があり、事業の分業が完全にできていない部分があるように思われる。それぞれの事業の役割・すみわけを明確にし、申請者に十分周知することが必要である。

(申請件数・採択件数等)

- 1-2. 優れた計画を採択するという観点から、特定大学への採択の集中がみられ、地方・私立大学をかなり意識しないと採択に入れることができない状況であった。国公私・地域のバランス等にも配慮する観点から、ある程度の申請件数の制限が必要ではないか。
- 1-3. 初年度に多く採択しすぎた結果として、まず件数ありきで十分趣旨に沿っていない教育プログラムまで下位の順位で採択された感がある。逆に趣旨が浸透した2年目は採択件数が少なかったため、非常に審査が困難であった。

(社会への情報提供)

- 1-4. 事後評価も必要だが、実現のプロセスにおいて大学が行っている工夫などを積極的に公表していくための工夫が重要である。

○審査に関する事項

(審査方針)

- 2-1. 大きな大学は豊富なリソースがある。小規模、私学、地方大学では多くの申請にかなりの工夫が見られたが、リソースに制限があり、一定の制約がかかるため、審査においては、実現性に疑問を付けざるを得なかった。しかし、意欲は非常に高く、こうした限られたリソースの下での取組も支援できるような工夫が必要ではないか。
- 2-2. 看護・福祉など、比較的后発の分野について、専門分化が進んでいる旧来からの分野と同じ視点で審査を行うことは、やや無理がある。また、社会のニーズに応え、そうした領域を育てるという視点から審査上配慮することも必要ではないか。
- 2-3. 上記と関連して、部会内である特定のジャンル（領域）に区切って、採択、審査を行う、又は評点が低くとも後発分野の育成という視点から最低1件は採択するような事前の合意を図ることも必要ではないか。
- 2-4. 教育評価という面で書面審査の評点が大きく割れているケースが見られた。基準等の明確化、周知が今後も必要である。また、大半の私立大学、地方大学などは、書面審査の段階で不採択となる傾向が見られた。

(審査委員の負担)

- 2-5. 審査委員の負担の軽減についても、先行のGP事業全体を含めて、議論していくことが必要である。
- 2-6. 各大学の主体的な取組を推進する観点から、不採択理由については、できるだけ詳細に示すことが必要であるが、委員等の負担も考慮することが必要である。